

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案新旧対象条文

- ・ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
 - ・ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（附則第十条関係）
 - ・ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（附則第十一条関係）
 - ・ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（附則第十二条関係）
 - ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第十三条関係）
 - ・ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）（附則第十五条関係）
 - ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十四年法律第 号）
- （附則第十六条関係）

新旧対照条文

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>一 三 資産に関する事項</p> <p>五 八 定款の変更に関する事項</p> <p>十 三 定款の変更に関する事項</p> <p>二 三 略</p> <p>第五条 略</p> <p>二 略</p> <p>第六条 基金でない者は、社会保険診療報酬支払基金という名</p>	<p>第四条 基金の基本金は、百万円とする。</p> <p>二 前項の基本金のうち、四十万円は、政府がこれを醸出し、六十万円はその他の保険者が、厚生労働大臣の定めるところにより、これを醸出する。</p> <p>第五条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。</p> <p>一 三 基本金及び資産に関する事項</p> <p>五 八 略</p> <p>九 略</p> <p>二 三 略</p> <p>第六条 略</p> <p>二 略</p>

称を用いてはならない。

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び

第五十条の規定は、基金について準用する。

第八条 基金に役員として、理事長、理事及び監事を置く。

第九条（略）

2・3（略）

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

第十条（略）

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

3 前項の選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとする。

4 前二項の規定により理事を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき候補者を推薦することを、それぞれの所属団体に求めるも

第七条 削除

第八条 基金に役員として、理事長一人、理事八人から十七人まで及び監事四人を置く。

第九条（略）

2・3（略）

第十条（略）

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき厚生労働大臣が委嘱するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

3 前項の委嘱は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとする。

4 厚生労働大臣が前二項の規定により理事を委嘱しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき、各・委嘱すべき理事の少くとも二倍の候補

のとする。

5 前三項の規定は、監事の選任について準用する。

第十一条 役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は第二十九条に規定する命令に違反したときは、基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかったときは、その役員を解任することができる。

第十二条 基金の従たる事務所及びその出張所に幹事を置く。

2 幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各々同数を選任する。

3 理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、第十条第三項及び第四項の規定を準用する。

第十三条 (略)

第十四条 (略)

者を推薦することを、それぞれの所属団体に求めるものとする。但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

5 前三項の規定は、監事の委嘱についてこれを準用する。

第十一条 基金の従たる事務所に幹事八人、その出張所に幹事四人を置く。

2 幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各々同数を選任する。

3 理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

第十二条 (略)

第十二条の二 (略)

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。

二 四 (略)

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 4 (略)

5 基金は、第一項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により行わなければならない。

第十七条 (略)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項において診療担当者となるのは、第十五条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関の提

第十三条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね一箇月半分に相当する金額の委託を受けること。

二 四 (略)

五 前各号の業務に附帯する業務。

2 4 (略)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者についてはそれぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については厚生労働大臣の推薦により、行わなければならない。

第十四条の二 (略)

第十四条の三 (略)

2 (略)

3 前二項において診療担当者となるのは、第十三条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関の提

出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該機関とする。

第十九条 (略)

第二十条 審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第二十一条 基金は、第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第十五条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の審査を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 第十六条第二項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第十六条第二項中「幹事長」とあるのは「理事長」と、第十七条中「従たる事務所の幹事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第二十二條 第十六条から前条までに定めるもののほか、審査委員会及び特別審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該機関とする。

第十四条の四 (略)

第十四条の五 審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第十四条の六 基金は、第十四条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第十三条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の審査を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 第十四条第二項及び第三項並びに第十四条の二から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第十四条第二項中「幹事長」とあるのは「理事長」と、第十四条の二中「従たる事務所の幹事」とあるのは「理事」と、第十四条の五中「幹事」とあるのは「理事」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十四条の七 第十四条から前条までに定めるもののほか、審査委員会及び特別審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 会計

第二十三条 (略)

第十五条 (略)

第十五条の二 基金は、事業年度ごとに、その事務の執行に要する費用について、収入支出の予算を調整して、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。予算を更正又は追加したときも、同様とする。

2 予算に定めた各款の金額は、他の款に流用することができない。

3 予算に定めた各項の金額は、理事会の議決を経て、流用することができる。

第十五条の三 基金は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収入支出予算に計上しなければならぬ。

2 予備費は、定款をもつて定めた費途以外の費途に充てることはできない。

第十五条の四 基金において、毎事業年度所属の収入金を収納し、又は毎事業年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

第二十四条 基金は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ

め、財務大臣に協議しなければならない。

第二十五条 基金は、毎事業年度末に第十五条第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに関する監事の意見を付して、事業年度経過後三月以内に、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 基金は、前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければならない。

第二十六条 基金は、各保険者（第十五条第二項及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村）に、第十五条第一

第十六条 基金は、毎事業年度末に第十三条第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに関する監事の意見を付して、事業年度経過後三月以内に、これを厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、第十三条第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録、事業状況報告書、貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「財産目録等」という。）又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録及び附属明細書並びに財産目録等に関する監事の意見書を、定款とともに各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 第一項に規定する事業状況報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第十七条 基金は、起債をすることができない。

第十八条 基金の基本金は、避けることのできない事由によつて、診療報酬の支払に不足を生じたときの外、これを使用することができない。

第十九条 基金は、各保険者（第十三条第二項及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村）に、第十三条第一項

項から第三項までに規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第二十七条 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 監督

第二十八条 (略)

第二十九条 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第六章 雑則

第三十条 第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

第三十一条 基金の解散については、別に法律で定める。

から第三項までに規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第五章 監督

第二十条 (略)

第二十一条 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第二十二条 厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事があるが、法令若しくは定款又は前条に規定する命令に違反したときには、これを解嘱することができる。

第五章の二 雑則

第二十二條の二 第十四条第三項、第十四条の三第一項、第十四条の四、第二十条第一項及び第二十一条に規定する厚生労働大臣の権限（同条に規定する定款の変更の命令を除く。）の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十二条 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十五条に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第三十三条 審査委員、役員、幹事若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に關して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、二十万円以下の過料に処する。

2 基金の理事長又は理事が、第四条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

第六章 罰則

第二十三条 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを二十万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十三条に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第二十三条の二 審査委員、理事若しくは幹事又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に關して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、十万円以下の過料に処する。

2 基金の理事長又は理事が、第五条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

附則

第一条 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二条 政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拠出を請求しなければならない。

第四条 基本金の拠出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く）

附則

第二十五条 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六条 政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第二十七条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拠出を請求しなければならない。

第二十八条 基本金の拠出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の地方公共団体は、基金の事業に対しては、地方税を課することができない。

（ ）は、適用しない。

改正案	現行
<p>（基金の業務）</p> <p>第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）</p> <p>第八十一条の十一 第七十二条の五第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、退職者医療関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。</p> <p>（老人保健法の準用）</p> <p>第八十一条の十二 老人保健法第六十五条から第七十六条まで及び第七十八条の規定は、基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、同法第六十五条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、同法第六十七条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「加入者数」とあるのは「標準報酬総額」と、「第六十四条第一項第</p>	<p>（基金の業務）</p> <p>第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）</p> <p>第八十一条の十一 第七十二条の五第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第二十二条の規定の適用については、同法第二十一条第一項に規定する命令とみなし、退職者医療関係業務は、同法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。</p> <p>（老人保健法の準用）</p> <p>第八十一条の十二 老人保健法第六十五条から第七十六条まで及び第七十八条の規定は、基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、同法第六十五条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、同法第六十七条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「加入者数」とあるのは「標準報酬総額」と、「第六十四条第一項第</p>

一号」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第一号」と、同法第七十一条第一項中「業務（第六十四条第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「第六十四条第一項第二号に掲げる業務又は同条第二項」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第二号」と、同法第七十二条中「第四十八条第一項の交付金」とあるのは「国民健康保険法第七十二条の四第一項の療養給付費等交付金」と、同法第七十六条第一項中「第六十五条」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十二において準用する第六十五条」と読み替えるものとする。

一号」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第一号」と、同法第七十一条第一項中「業務（第六十四条第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「第六十四条第一項第二号に掲げる業務又は同条第二項」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第二号」と、同法第七十六条第一項中「第六十五条」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十二において準用する第六十五条」と読み替えるものとする。

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）
（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金の業務）</p> <p>第六十四条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第七十二条 基金は、老人保健関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。</p> <p>2 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 基金は、第一項の規定による債券を発行する場合において、<u>は、割引の方法によることができる。</u></p> <p>6 第一項の規定による債券の債権者は、<u>基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</u></p> <p>7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特</p>	<p>（基金の業務）</p> <p>第六十四条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十二条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（借入金）</p> <p>第七十二条 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十七条の規定にかかわらず、老人保健関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を<u>することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による長期借入金は、二年以内に償還しなければならぬ。</p> <p>3・4（略）</p>

権に次ぐものとする。

8 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第七十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、基金による第四十八条第一項の交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

（協議）

第七十四条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

一 第七十二条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

（政府保証）

第七十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、前条の規定による基金の長期借入金又は短期借入金に係る債務について保証することができる。

(報告の徴収等)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、基金につき老人保健関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は基金の理事長、理事若しくは監事につき老人保健関係業務に関し同法第十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十七条 老人保健関係業務は、社会保険診療報酬支払基金

法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(報告の徴収等)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、基金につき老人保健関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は基金の理事長、理事若しくは監事につき老人保健関係業務に関し同法第二十二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十七条 老人保健関係業務は、社会保険診療報酬支払基金

法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
 （附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支払基金の業務）</p> <p>第六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第六十八条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。</p> <p>2 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。</p> <p>6 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>7 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十</p>	<p>（支払基金の業務）</p> <p>第六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（借入金）</p> <p>第六十八条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第七十条の規定にかかわらず、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による長期借入金は、二年以内に償還しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一号の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第六十九号 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による第二百二十五号第一項の介護給付費交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(協議)

第七十号 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

一 第六十八号第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(政府保証)

第六十九号 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、前条の規定による支払基金の長期借入金又は短期借入金に係る債務について保証することができる。

(報告の徴収等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、支払基金につき介護保険関係業務に
関し 社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が
行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、
理事若しくは監事につき介護保険関係業務に
関し同法第十一
条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要が
あると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣
に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十三条 介護保険関係業務は、社会保険診療報酬支払基
金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五
条に規定する業務とみなす。

(時効)

第二百条 (略)

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法
第五百五十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる
。

(報告の徴収等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、支払基金につき介護保険関係業務に
関し 社会保険診療報酬支払基金法第二十一条の規定による処分が
行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、
理事若しくは監事につき介護保険関係業務に
関し同法第二十
二条の規定による処分が行われる必要がある
と認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しな
ければならぬ。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十三条 介護保険関係業務は、社会保険診療報酬支払基
金法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三
条に規定する業務とみなす。

(時効)

第二百条 (略)

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法
(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十二条の規定にか
かわらず、時効中断の効力を生ずる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十四年法律第 号）
 （附則第十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（診療報酬の審査及び支払） 第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）<u>第十六条</u>第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）<u>第八十七条</u>に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>附 則</p> <p>（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正） 第四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）<u>第四十条第五項</u>」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）<u>第四十条第五項</u>」又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及</p>	<p>（診療報酬の審査及び支払） 第八十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）<u>第十四条</u>第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）<u>第八十七条</u>に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>附 則</p> <p>（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正） 第四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）<u>第四十条第五項</u>」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）<u>第四十条第五項</u>」又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及</p>

び観察等に関する法律（平成十四年法律第 号）第八十四
条第三項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律第四十条第六項」を「、感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項
又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及
び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。

び観察等に関する法律（平成十四年法律第 号）第八十
四条第三項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律第四十条第六項」を「、感染症の予防
及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項
又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及
び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。